

## 徳島県個人情報保護審査会答申第38号

### 第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

### 第2 諒問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成27年3月18日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別紙（「個人情報開示請求内容」欄）に記載の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成27年3月31日、実施機関は、別紙（「実施機関の決定」欄）に記載のとおり、

- (1) 個人情報開示請求拒否決定処分（徳発信第109号）（以下「本件処分1」という。）
- (2) 個人情報部分開示決定処分（徳発信第110号）（以下「本件処分2」という。）
- (3) 個人情報開示決定処分（徳発信第111号）
- (4) 個人情報開示請求拒否決定処分（徳務第200号）（以下「本件処分3」という。）

を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成27年5月8日、審査請求人は、上記2に記載のうち(1), (2)及び(4)の処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諒問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月31日（同年6月1日受理），審査請求の一部を補正した。

#### 4 諒問

平成27年6月19日、諒問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

徳島県警察本部長の平成27年3月31日付け処分

- (1) 個人情報開示請求拒否決定処分（徳発信第109号）
- (2) 個人情報部分開示決定処分（徳発信第110号）
- (3) 個人情報開示請求拒否決定処分（徳務第200号）

上記に記載の処分を取り消す裁決を求める。

補足 日本国民は、個人として尊重され、自由を確立し、幸福追求する権利が憲法によって保障され、公務員による奴隸的拘束や暴力は排除されている。今回の情報開示は、公務員のした暴力とその一連の事務事業である。徳島県警察に瑕疵がなければ、情報を開示し、安心、安全宣言する以上県民の信に応えるべきである。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第16条は裁量的開示が規定されている。警察本部長の部下職員である者の暴力事件であり、現在及び将来に向けて積極的にこの条例を適用し、県民に姿勢を示すべきである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

私は、〇〇〇警察署警察員の暴力行為について個人情報開示請求をしたが、警察本部長は、開示請求拒否及び部分開示の決定処分を行った。しかし、本件処分は次により、不当もしくは違法である。

### (1) 本件処分1について

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号による報告(警察に対する苦情申出の受理にかかる調査結果等について(報告))が、違法・不当(虚偽)の文書作成・行使を本部長にしているやに感じられる。警察署内で警察員の暴力は断じて許されるものではない。よって暴力行為の有・無を含めて裁決を求める。

### (2) 本件処分2について

私は特定の職員の職氏名等の公開を希望したもので、組織全体の職員の開示を求めたものではない。

暴力に關係のあった者の職、氏名等を知りたいものである。

警察員2人の暴力は、条例第16条に規定する人の生命、健康、生活を保護するため開示することが必要、妥当な情報であり開示すべきである。

なお、警察員の犯罪についても一般同様新聞紙上等で公開されており、公開・非公開の画一性がなく、私に対するこの問題だけ非公開は不当である。

条例第16条第6号は、警察員の事務若しくは事業に関することで、拘留者に対する暴力行為は正常な警察員の事務事業ではない。よって非開示情報ではない。

### (3) 本件処分3について

警察本部長は、私が申し出た〇〇〇の暴力に対して、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号（「申し出に対する回答について」）で「警察官による不適切な職務執行の事実は確認されなかった」と回答した。①右手の内出血や②顔の赤骨のところのシップ治療は厳然たる事実で、警察員が助成や計測、顔写真の採用にも拘わらず確認できなかつたとの回答は虚偽公文書作成行使で違法である。なお、〇〇〇警察署長等から報告によって判断（決裁）しているとも思われるが、〇〇〇警察署職員の事務・事業報告書等が、事実に反するものであれば、不当な事務を施行したことになり、これとて違法である。

警察署に勾留されたこと（逮捕事実）は、警察員の暴力とは関係がない。

刑の執行を受けたことによる不開示は別の事件であり、公開すべきである。

#### （4）条例第44条第7項の適用除外規定について

##### ア 条例44条第7項について

警察員の暴力は、一般的な警察行政ではない。

刑法が適用されるもので、公安委員会は積極的に公開すべき事例である。

もし仮にこの暴力によって私が死亡したとしても情報不開示で、死亡させたことが公務員（警察員）の事務事業になるのか、適用除外の事項になるか、明確に判断を願いたい。

##### イ 刑の執行等に係る保有個人情報について

拘留者に暴力を加えることは、刑の執行でない。

文中、個人の前科、逮捕歴を含んでいるとしているが、公開公判で殆んど明らかにされており今更関係のない文面である。

又、社会復帰、更生保護上問題で不利益になるとあるが、私に関係のないこと的理由にあげており妥当性がない。

## 第4 質問庁の説明要旨

質問庁から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

### 1 本件審査請求の対象となる保有個人情報について

対象となる保有個人情報は、次のとおりである。

（1）審査請求人が申し立てた苦情に対し、徳島県警察苦情申出事案取扱要綱の制定について（平成13年5月1日徳監甲第127号）に基づき、警察が調査等を行った結果の通知に係る保有個人情報

（2）本件請求時、審査請求人から申立てがあったとおり、審査請求人が逮捕され、留置された〇〇〇警察署留置施設で発生した事案とされる保有個人情報

### 2 処分適用条項について

## (1) 適用除外規定

### ア 条例第44条第7項について

本項は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定していることから、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」（以下「刑の執行等に係る保有個人情報」という。）等は、条例に定める開示請求等の適用除外となる。

### イ 刑の執行等に係る保有個人情報について

行政機関個人情報保護法において刑の執行等に係る保有個人情報を適用除外とした趣旨は、「解説行政機関等個人情報保護法」において、「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。」、「刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記載されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。」とされている。

## (2) 部分開示規定

### ア 条例第16条について

本条は、開示請求があった場合には、開示請求に係る保有個人情報に同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨規定している。

### イ 条例第16条第6号について

同号は、県の機関等が行う事務若しくは事業に関する情報であって、開示することにより同号イからニに掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則について定めるものについて、非開示情報である旨規定している。

### 3 本件請求に係る処分について

#### (1) 本件処分 1

本件処分の対象となる保有個人情報は、審査請求人が警察に対して申し立てた苦情について調査を行った結果等のうち、審査請求人が警察署に逮捕され、留置されていた内容に該当すると考えられる部分である。

留置とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上、人を拘束する裁判又はその執行をいい、その結果としての身体の自由を拘束されている状態を総称するとされている。

留置について、同法は、司法警察職員が、逮捕中の被疑者について留置の必要があるとき、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間に限りこれを留置することができる（同法第203条第1項）、検察官が、なお留置を継続して捜査を続行する必要があると料した場合、裁判官に被疑者の勾留を請求すること（同法第205条）などについて定めている。

いずれの場合であっても、仮に、審査請求人が警察署に逮捕され、留置されていたことに係る個人情報を実施機関が保有している場合は、当人が行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する刑の執行等を受けたことがその前提となっていることに相違ない。

よって、本件処分の対象となる保有個人情報は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものである。

#### (2) 本件処分 2

条例第16条第6号は、警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であつて、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則で定めるものについて、非開示情報と定めている。

また、徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第5号）第5条は、「条例第16条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員の氏名とする。」としている。

本件処分において非開示とした職員の氏名は、全て警部補及び同相当職以下の職に当たる警察職員の氏名であることから、当該情報は、条例第16条第6号に該当するものである。

#### (3) 本件処分 3

本件処分の対象となる保有個人情報は、いずれも、特定個人が警察署に逮捕等されたという前提で作成されるものであり、請求内容そのものがまさに、行政機関個人情報保護法第45条第1項において適用除外とされている個人の逮捕歴等を示す情報を指している。

よって、本件処分3に係る保有個人情報が、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する刑の執行等を受けたことを前提として作成されたものである場合は、本人による自己情報の開示情報であっても、保有個人情報の有無にかかわらず、開示請求手続の適用除外に該当すると考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分1及び本件処分3の妥当性について

#### (1) 適用除外規定について

##### ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定しており、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当する個人情報は、条例第2章第2節（開示、訂正及び利用停止（第13条～第41条））及び第3節（不服申立て（第41条の2～第43条））の規定が適用されない。

##### イ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定し、刑の執行等に係る保有個人情報を行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の適用除外と定めている。

#### (2) 適用除外規定の該当性について

##### ア 本件処分1について

本件処分1の対象となる保有個人情報は、別紙（「保有個人情報の対象文書」欄）の文書5（以下「文書5」という。）であり、審査請求人が徳島県警察本部長に申し立てた苦情に対し、徳島県警察苦情申出事案取扱要綱に基づく苦情の処理の手続きの過程において作成された文書である。

この苦情は、留置されている者に限らず、警察職員の職務執行についての苦情申出を受け付けるものであるため、文書自体は、行政機関個人情報保護法第45条第1項を適用されるものではない。

しかし、この文書に記載された情報のうち、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当し、適用除外とされた「苦情申出事案にかかる調査結果」及び「結語」の部分については、既に審査請求人に開示されている「苦情の骨子」からすると、取調室から留置事務室に至る出入口及び留置施設内での苦情に関して調査

した結果に該当する部分であることが窺え、また、同じく適用除外とされた「苦情申出者」の部分については、当審査会で見分したところ、留置の経緯が記載されていることが認められた。これらを開示すると、審査請求人が逮捕され、留置施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになり、本人に不利益になるおそれがある。

イ 本件処分3について

本件処分3に係る開示請求の内容は、別紙（「個人情報開示請求内容」欄）に記載の2から7であり、本件請求時に審査請求人から、審査請求人が逮捕され、留置された〇〇〇警察署留置施設で発生した事案との申出があった個人情報である。

当該情報は、〇〇〇警察署が保有する留置施設で発生した事案に関して記録された個人情報であり、審査請求人が〇〇〇警察署留置施設に収容されている、又は収容されていたことが前提として作成される文書である。これを開示すると、審査請求人が逮捕され、留置施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになり、本人に不利益になるおそれがある。

ウ 審査請求人は、前科、逮捕歴は公開公判で殆んど明らかにされており、社会復帰、更正保護上問題で不利益になるという理由は私には関係のないことであると主張するが、行政機関個人情報保護法において刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の適用除外とした趣旨は、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、本人の前科、逮捕歴、勾留歴等が本人以外の者に明らかとなる危険性があるなど、逮捕留置者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためであると解され、その立法趣旨に鑑みると、開示請求者の個々の不利益の有無により判断されるものではなく、常に厳格な適用が確保されるべきである。

エ したがって、上記ア、イの処分に係る個人情報は、刑の執行等にかかる保有個人情報に相違なく、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する保有個人情報であると認められる。

(3) 行政機関個人情報保護法第16条による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において、行政機関個人情報保護法第16条を適用し、裁量的開示がされるべきである旨述べているが、同条は、行政機関個人情報保護法第14条の不開示情報に該当する保有個人情報について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができると規定したものであり、(1)イに記載のとおり、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当する場合は行政機関個人情報保護法第4章（第12条～第44条）の規定の適用が除外されることから、同章に含まれる第16条の裁量的開示も適用されるものではない。

以上のことから、実施機関が行った本件処分1と本件処分3は妥当である。

## 2 本件処分2の妥当性について

### (1) 本件処分2に係る保有個人情報について

本件処分2の対象となる保有個人情報は、文書5に記載された情報のうち、本件処分1により、適用除外とした情報を除く部分である。

実施機関は、本件処分2の対象となる保有個人情報のうち、警部補及び同等職以下の職に当たる警察職員の氏名は、条例第16条第6号に該当し、警察職員の年齢は、同条2号に該当するとして、当該部分を非開示としている。

### (2) 条例第16条第6号の該当性について

本号は、警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則で定めるものについて、非開示情報とする旨規定している。

この規定に基づき、徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則第5条において、「条例第16条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員の氏名とする。」と規定している。

審査会において見分したところ、文書5は、それに記載された「関係職員」の業務遂行に関する苦情を調査した報告書である。したがって、文書5に記載された「関係職員」は、「警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官の氏名」であり、実施機関が同条第6号に該当するとして非開示とした職員の氏名については、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名であることが認められた。

### (3) 条例第16条第2号の該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるものについて、非開示情報と規定している。

実施機関において同条第2号に該当するとして非開示とした警察職員の年齢は、その職務とは関係のない個人の情報であり、開示することにより、社会通念上、本号に規定する開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められ、また、当該情報が同条ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかである。

また、(2)のとおり氏名を非開示とした警察官にあっては、年齢と既に開示されている所属及び役職名等とを照合することにより当該警察官を特定または類推する

ことが可能となり、氏名を非開示とした趣旨が損なわれる。

以上のことから、実施機関が行った本件処分2は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 6月19日	諮 問
7月24日	諮問庁からの理由説明書を受理
8月25日	審査請求人から意見書提出
10月 5日	審 議（第76回審査会）
11月11日	審 議（第77回審査会）
12月17日	審 議（第78回審査会）
平成28年 2月 1日	審 議（第79回審査会）

## (別紙)

個人情報開示請求内容	保有個人情報の対象文書	実施機関の決定
1 平成〇年〇月〇日付、〇〇〇第〇号徳島県警察本部長発信文書の原義(起案書)のすべて	文書1 苦情受理票(受理番号〇〇〇) 文書2 警察に対する苦情申出の受理にかかる調査等について(平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号) 文書3 申し出に対する回答について(平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号, 起案文書) 文書4 申し出に対する回答について(平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号, 送付文書の写し) 文書5 警察に対する苦情申出の受理にかかる調査結果等について(報告)(平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号)	個人情報開示決定処分(徳発信第111号)  個人情報開示請求拒否決定処分(徳発信第109号) (決定理由) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当し, 徳島県個人情報保護条例第44条第7項の規定により, 開示等に係る同条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとする保有個人情報であるため。
2 平成〇年〇月〇日(〇)…(暴力その1)並びに平成〇年〇月〇日(〇)…(暴力その2)の〇〇〇巡査部長が私を突き倒した事件の報告書, 及び供述調書等並に警務係の拘留者監理監督事業の内容書		個人情報部分開示決定処分(徳発信第110号) (決定理由) 徳島県個人情報保護条例第16条第2号及び第6号に該当するため。
3 平成〇年〇月〇日(〇)巡査長ニックネーム「〇〇〇」が右手の内出血状況を計測した, その報告書或は管理報告書		個人情報開示請求拒否決定処分(徳務第200号) (決定理由) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当し, 徳島県個人情報保護条例第44条第7項の規定により, 開示請求等に係る同条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとされている保有個人情報であるため。
4 平成〇年〇月〇日(〇)午後私の顔写真を前向き, 横向きで5~6枚写した, その写真の全部		
5 〇〇〇が平成〇年〇月〇日(〇)私の顔面をシップ治療した, その報告書或は事業経過報告書		
6 平成〇年〇月〇日(〇)私の妻(〇〇〇)等が目の下にシップをしていた暴力事件について説明を求めたが, その報告書等		
7 平成〇年〇月〇日(〇)夜医務診療室でニックネーム「〇〇〇」に強く突かれ, 倒れ怪我をした, この傷害事件の報告書のすべて		